

船舶事故等調査報告書

平成26年3月27日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013神第142号
事故等種類	被引浮体搭乗者負傷
発生日時	平成25年8月15日（木） 16時15分ごろ
発生場所	高知県土佐清水市竜串 <sup>たづぐし</sup> 東方沖 土佐清水市所在の竜串港A防波堤灯台から真方位188°510m 付近 (概位 北緯32°47.1′ 東経132°51.7′)
事故等調査の経過	平成25年9月26日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	水上オートバイ シーウイング、0.1トン
船舶番号、船舶所有者等	260-46668高知、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	負傷 1人（被引浮体搭乗者A）
損傷	なし
事故等の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、搭乗者Aほか4人が乗ったバナナボート（以下「本件浮体」という。）をえい航して土佐清水市桜浜海水浴場を出発して遊走中、約50km/hの速力（対地速力、以下同じ。）で旋回を繰り返していたところ、平成25年8月15日16時15分ごろ、本件浮体の搭乗者全員が落水し、搭乗者Aが負傷した。 搭乗者Aは、船長が手配した救急車で病院に搬送され、肋骨骨折の診断を受けた。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏
その他の事項	本件浮体は、全長約5.3m、幅約1.4mであった。 船長及び本件浮体の搭乗者は、全員が救命胴衣を着用していた。
分析	
乗組員等の関与	あり
船体・機関等の関与	なし
気象・海象の関与	なし
判明した事項の解析	本船は、竜串東方沖において、本件浮体をえい航して遊走中、約50km/hの速力で旋回を繰り返していたことから、搭乗者5人が本件浮体から落水し、搭乗者Aが負傷したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、竜串東方沖において、本件浮体をえい航して遊走中、約50km/hの速力で旋回を繰り返していたため、搭乗者Aが本件浮体から落水したことにより発生したものと考えられる。

<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 浮体をえい航して遊走する場合は、浮体の状況を監視しながら、浮体搭乗者に対する安全措置を十分に採ること。</li></ul>
-----------	---